

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	薬事管理課	整理番号	6-2
処分の種類	設備の基準適合措置命令				
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法第19条第1項				
処分の概要	設備が厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 第19条 都道府県知事は毒物劇物営業者の有する設備が第5条の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、相当の期間を定めて、その設備を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>				
基準の制定根拠	-				